

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書

政府は健康保険法の改定において、市販薬と同等の効能がある処方薬・OTC 類似薬の薬剤費の一部を保険給付から外し、その分を患者に別途負担させる「一部保険外療養」を創設した。政府は 2027 年 3 月から OTC 類似薬のうち 77 成分 1042 品目の薬剤費の 25%を保険給付外とするとしている。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより医療保険が大幅な自己負担増になることが予想される。

政府は「(受診せず) 市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきである。また、現役世代の保険料軽減のためと述べているが、見直しによる効果は、大きくは期待できない。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題である。

よって、政府に対し、すべての国民が必要な医療を受けることができるよう、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 29 日

長野県千曲市議会
議長 川嶋 敬信

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣